

## (5) 地方公共団体実行計画(事務事業編)の策定について

### 1 環境に関する各計画の位置づけ

南魚沼市の環境行政は、各法・条例の定めに基づき、次の計画を策定して取組を実施しています。

- ① 環境基本計画（環境基本法第7条、南魚沼市環境基本条例第9条）  
（※策定義務あり：H19年策定、H26年見直し）  
市の環境行政の最上位計画として、環境の保全に関する基本的事項について、現状の取組から将来あるべき方向性まで、幅広い環境施策を定めた計画
- ② 環境行動計画（※策定義務なし：H20年策定、H26年見直し）  
環境基本計画における市の取組のうち、市自らが率先して実践する具体的な内容を定めた計画
- ③ 地方公共団体実行計画（区域施策編）（地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第4項）（※策定は努力義務：H23年策定、H26年環境基本計画に包含）  
市民・事業者など市内（区域）全てに関係する総合的な温室効果ガス排出量の削減等の取組を定めた計画
- ④ 地方公共団体実行計画（事務事業編）（地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項）（※策定義務あり：H20年環境行動計画に包含して策定）  
市（行政）を一つの事業者とみなし、所有する施設等の温室効果ガス排出量の削減等の取組を定めた計画

※上記の計画を①基本計画、②行動計画、③実行計画（区域施策編）、④実行計画（事務事業編）と略して以下を記述。

○各計画の位置づけのイメージ図（別添1）

### 2 ④実行計画（事務事業編）を別途策定する必要性

各計画の策定から8年以上が経過し、環境問題はますます重要性を増しており、特に令和2年の政府による「カーボンニュートラル宣言」以降は、温室効果ガス排出量の削減等、脱炭素に関する取組がクローズアップされています。

現在の②行動計画に包含した④実行計画（事務事業編）は、政府目標である『2030年度に温室効果ガス排出量46%削減（2013年度比）、2050年度に温室効果ガス排出量実質ゼロ』に即しておらず、また、取組内容が実情に合わない項目が出てきています。このため、早期に政府目標に即した内容にするとともに、現在の環境施策の中心的課題である温室効果ガス排出量の削減等について重要な指針となるこの計画を②行動計画から独立した計画として改めて策定したいものです。

### 3 各計画①～④の策定・改定の考え方

④実行計画（事務事業編）を改めて策定する場合、これを包含している②行動計画や、上位計画である①基本計画の見直しも合わせて検討する必要があります。しかしながら、①基本計画、②行動計画はその他の環境課題の全体を網羅する計画であり見直しには相当の時間を要するものです。4つの計画の中でも法に策定義務があり、かつ、2030年度の政府中間目標により早急な対応が求められている④実行計画（事務事業編）について、令和5年度に優先して着手することとします。

②行動計画は、包含する④実行計画（事務事業編）を外すことから関連する箇所

の修正が必要となりますが、その上位計画である①基本計画も年数が経過していることから、改めて点検することとし、その確認を取りながら②行動計画の残りの部分の見直しを進めていきます。

③実行計画（区域施策編）も見直しが必要ですが、市民、事業者等すべての人に向けた計画内容とするには、具体的な施策の内容も含め検討が不足していることから、国の動向を注視しながら今後の課題とすることとします。

#### 4 ④実行計画（事務事業編）策定の進め方

環境省の「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル」に示されている工程例「事務事業編の Plan（策定・改定）の概略フロー（別添 2）」を参考に改定作業を行います。主に市の内部で計画素案の作成を進め、今秋を目途に環境審議会で内容等を審議いただき、ご意見の反映や修正を行ったうえで最終的な計画案を審議いただき、年度末までに確定・公表とする予定です。

#### 5 温室効果ガス排出量の削減目標

政府の「カーボンニュートラル宣言」では従来より大幅に高い政府目標が設定され、基本的には市が今後計画に定める削減目標についても、政府目標に即したものとする必要があります。

また、既に国はこれに基づいた施策を展開しており、具体的には脱炭素に関する国の交付金等において、市町村の削減目標が整合していることなどを要件としてきていることから、今後の市の各種施策を円滑に推進するためにも、政府目標に即した目標設定が求められています。

これらのことから、上記 3 では、②行動計画の全体的な見直しは①基本計画の見直し検討と合わせて今後進めることとしますが、②行動計画中に定める温室効果ガス排出量の削減目標については、政府目標に合わせて『2030 年度に温室効果ガス排出量 46%削減、2050 年度に温室効果ガス排出量実質ゼロ』を早急に市の目標とする必要があります、その部分のみについて、計画全体の見直しを待たず早急に改定することとします。

#### ○行動計画における温室効果ガス排出量削減目標の推移

計画策定年度	基準値年度	目標年度	全体削減目標
平成 20 年度 (策定当初)	平成 18 年度	平成 24 年度	5.9%
平成 26 年度 (目標更新)	平成 18 年度	平成 30 年度	1.4%
令和元年度 (目標更新)	過去 3 年平均	5 年後	5.0%
令和 5 年度 (今回変更設定)	2013 年度	2030 年度	46.0%
		2050 年度	排出量実質ゼロ

#### ○行動計画期間中の各取組の削減状況（平成 26 年度～令和 3 年度）（別添 3）

○各計画の位置づけのイメージ図

